

令和 8 年度予算概算要求の概要

令和 7 年 8 月

輸出・国際局知的財産課

○令和 8 年度予算概算要求の概要

事業名	概算要求額 (百万円)	頁
野菜種子安定供給対策事業	40	1
農業知的財産保護・活用総合支援事業	145	2
植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業	297	3
ブランド・GI推進事業	163	4
計	645	
(他部署計上の予算) 植物遺伝資源・品種のグローバルな保護・活用のうち グローバルサウス地域の有用在来遺伝資源の保全・活用支援事業 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業	40 90	5 5

(注) 四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合がある

野菜種子安定供給対策事業

令和8年度予算概算要求額 40百万円（前年度 20百万円）

<対策のポイント>

野菜種子は、**安定供給のため**、日本の種苗会社が**世界各地に分散して生産**しています。近年の食料生産との競合や気候変動、地政学的リスク、国内採種農家の高齢化等に対応し、より盤石な供給体制を築くため、**国内外の新たな採種地調査、国内の効率的な種子生産・保管技術等の開発・実証等**を支援します。

<事業目標>

野菜種子の安定供給の確保

<事業の内容>

1. 海外採種地調査等事業

海外における採種地が、食料生産との競合や気候変動等により、確保が難しくなる中、**将来にわたる野菜種子の安定供給**を目的として行う、海外における**新たな採種地**の確保に向けた**現地調査、栽培適性試験**等に必要な経費を支援します。

2. 国内採種技術等開発・実証

採種農家の高齢化や人手不足に加え、採種には交雑防止可能な環境と高い栽培技術を要することを踏まえ、

- ① 国内における**新たな採種地**確保に向けた**現地調査、栽培適性試験**
- ② 効率的な**種子生産・保管技術等の開発・導入**に向けた**実証**や、**新規採種農家の確保**に向けた周知活動等を支援します。

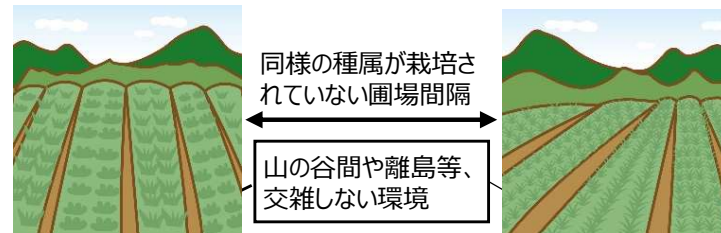
<事業イメージ>

採種地調査、栽培適性試験

新たな採種地の開拓に向け、種子生産に必要な栽培環境等の調査、栽培適性試験、栽培実証等を国内外で実施。

調査項目（例）

- ・ 採種地への輸送アクセス
- ・ 栽培インフラ
- ・ 交雑防止の環境
- ・ 栽培・採種技術
- ・ 気候条件
- ・ 人件費、最低受託面積

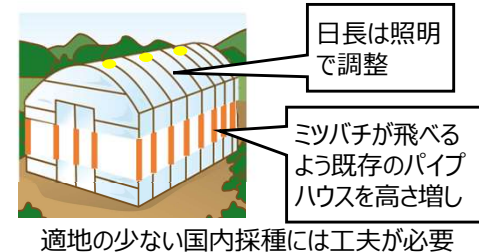


対象品目

指定野菜：国民消費生活上重要な野菜（キャベツ、ダイコン、ニンジン等14品目）
特定野菜：指定野菜に準ずる重要な野菜（カブ、ゴボウ、ニラ等35品目）

国内の効率的な採種技術の開発・実証

- ・ 効率的な種子生産・保管技術や新たな品目・品種の導入実証
- ・ 新規で種子生産に取り組む生産者への研修、参入を促進する周知活動等



世界各地に分散した生産によりリスクを回避するとともに、国内の種子生産基盤を維持し、生産・供給構造を強靱化

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

農業知的財産保護・活用総合支援事業

令和8年度予算概算要求額 145百万円（前年度 116百万円）

<対策のポイント>

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用を進めるため、農林水産業・食品産業についての知見を有する農業知財専門人材（弁護士、弁理士等）による助言や伴走支援を行うための相談窓口の整備を推進します。また、農業現場等の知財意識・能力の向上、農業知財専門人材の育成を支援するほか、海外における模倣品排除のための監視と現地制度等の調査を行います。

<事業目標>

- 相談対応件数1,000件/年〔令和11年度まで〕
- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件（累計）〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業

100百万円（前年度 88百万円）

① 農業知財総合支援窓口の整備

農林水産業・食品産業関係者からの相談内容に応じて、適切な農業知財専門人材を紹介し、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。また、知財の保護・活用に意欲のある相談者に対して、専門家による伴走支援を行います。また、これらに必要な情報収集・調査を支援します。

② 知財人材の育成・確保

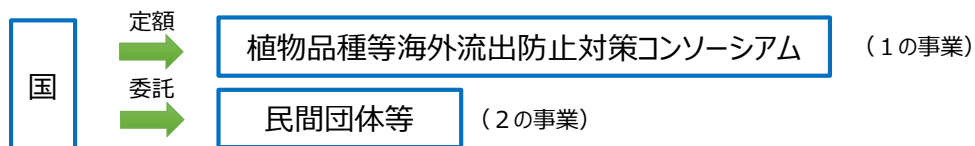
現場での知財の保護・活用が進むよう、
ア 農林水産業・食品産業に適したアドバイスができる知財専門人材の育成・確保
イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
ウ 現場で知財マネジメントの実践を指揮する中核人材の育成
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。

2. 地理的表示模倣品等対策委託事業

45百万円（前年度 28百万円）

国内外における地理的表示（GI）等の不適正使用の監視及び対応と、これらに必要な現地制度等の調査を行います。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農業知財総合支援窓口〔1.①〕

（登録）農業知財専門相談員

（弁護士、弁理士等）

窓口で受け付けた相談内容
に応じた専門人材を紹介

相談者

・相談対応

企画、生産、販売、輸出等の事業フェーズごとの知財に関する個別の相談に対応

・伴走支援

知財戦略の策定から実践までプロジェクト単位でコンサルティング

農業知財専門人材を
相談員として登録

農業知財専門人材の育成〔1.②ア〕

現場の知財意識・能力の向上
〔1.②イ、ウ〕

・種苗業者向け種苗管理プログラム
・農林水産業・食品産業関係者全体の教育

調査結果利用

情報収集・実態調査
〔1.①、2〕

・現地制度調査
・国内外品種等侵害状況把握
・国内外のGI名称等不適正使用、
模倣品の監視 等

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6442）

植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

令和8年度予算概算要求額 297百万円（前年度 152百万円）

<対策のポイント>

優良品種の海外への流出を防止しつつ海外からの稼ぎにつなげていくため、海外での品種登録や国内外の育成者権侵害対策、戦略的な海外ライセンス推進のための環境整備等を総合的に支援するとともに、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化等の取組を実施します。

<事業目標>

- 輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）
- 戦略的な海外ライセンスモデルの確立（ライセンス先による商業栽培の開始1件以上〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 育成者権の保護・活用支援等

177百万円（前年度 97百万円）

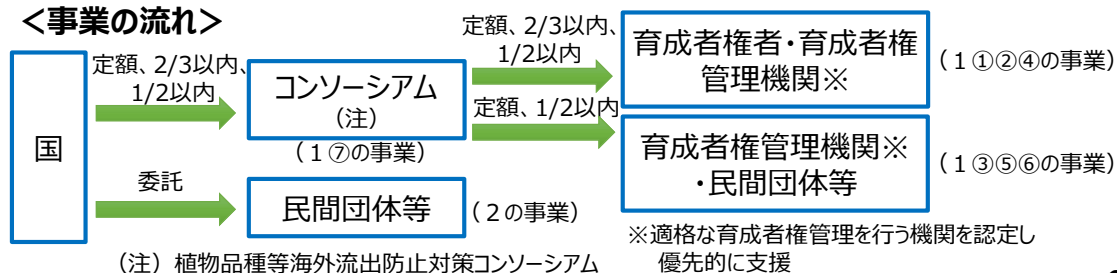
- ① 海外出願促進対策（品種登録（育成者権の取得）の支援）
- ② 育成者権侵害対策
育成者権の侵害対策に向けた侵害調査、専門家への相談等を支援します。
- ③ 海外ライセンス推進に向けた環境整備
ライセンス候補国の種苗の検疫等の規制の調査・対応、日本品種の導入推進に向けたプロモーション、海外ニーズと国内未利用品種のマッチング等を支援します。
- ④ 防衛的許諾に係るモデルの構築
高侵害リスク国での監視・侵害対応を目的とした許諾のモデル構築を支援します。
- ⑤ 優良品種の実践的な国内管理モデルの導入
苗木のリース方式等を活用した厳格な品種管理のモデルの構築を支援します。
- ⑥ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種等の種苗資源の保存活動を支援します。
- ⑦ 流通品種データベースの運用
流通名から容易に品種情報を検索できるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

120百万円（前年度 55百万円）

グローバルな品種展開に向け、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化や、東アジア地域における品種保護の環境整備等の取組を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1.②

育成者権侵害対策

育成者権者が行う以下の取組を支援

●オンライン取引の巡回・監視等の調査

・いちご、ぶどう等の侵害品が多い品目を中心に行う巡回・監視等

●侵害疑義品への対応

・出品取下げ要請、出品者への警告、訴訟等への対応



1.③、④

戦略的な海外ライセンスの推進

◆ 海外ライセンス推進に向けた環境整備

・検疫等の規制への対応を支援

①検疫等の調査・対応の検討、専門家の活用

②検疫可能な無病苗の準備、対応

◆ 防衛的許諾に係るモデルの構築

・当該国のパートナー候補・品種保護の調査、専門家の活用、契約書の作成等を支援

相手国

パートナー企業による当該国での監視・侵害対応により無断栽培を抑止

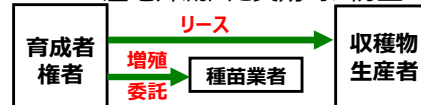


1.⑤

優良品種の厳格管理

品種流出防止に向けた産地等のモデル的な取組を支援

【モデル】苗木のリース、管理徹底により産地外流出を実効的に防止



・契約書作成、説明会の開催、剪定枝の適切な処分等に必要な経費を支援

足下の国内管理の徹底

2.

DNA品種識別技術の開発・高度化

DNA技術や画像解析技術等を活用し、迅速かつ効果的な品種識別技術の開発・高度化等を実施



品種登録審査や侵害立証等の対応を加速化

〔お問い合わせ先〕 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

<対策のポイント>

農林水産物・食品の付加価値向上・輸出拡大に向け、**地理的表示（GI）**や**商標等**によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援します。加えて、ブランド化に役立つ**GI保護制度**の活用を進めるため、**登録申請のサポート**や、**国内外における我が国GIの認知拡大**を推進します。

<事業目標>

- 知的財産の保護・活用の優良事例数100件〔令和12年度まで〕
- GI登録数を212産品に拡大〔令和12年度まで〕

<事業の内容>

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデルの創出支援

GIや商標等を用いたブランドの保護やブランド価値向上・活用の取組が拡大するよう、商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティング等の**モデル的取組**を支援します。

また、その成果を普及し、**優良事例の横展開を図るためのセミナー等**の開催を支援します。

2. 地理的表示（GI）保護制度の活用推進

輸出等により稼ぐことを指向する多様な産品をGI申請につなげるため、**産地等のGI申請をサポート**します。

また、インバウンドや輸出に活用できるよう、**我が国のGI保護制度やGI産品の国内外での認知向上**に向けた取組を推進します。

<事業イメージ>

1. ブランドの保護・活用により稼ぐモデル的取組の拡大

【海外展開に向けた取組の例】

・日本の高糖度トマトのブランド名と栽培技術を商標等により保護しつつ、欧州に現地法人を設立し、商標と技術をセットでライセンスすることで、海外市場を開拓

【インバウンドに向けた取組の例】

・GI産品の緑茶の産地にインバウンドを誘客するため、最高級の緑茶と地元料理に加えて、茶畑の景色や伝統工芸（織物等）も体験できるガイド付きツアーを提供



商標等の権利取得、ライセンス契約の締結、マーケティングや商品開発等の取組を支援して**モデルを創出し**、セミナー等の実施により**横展開**

2. GIの申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築

GI申請支援

産地の申請をサポート

説明会・アドバイス



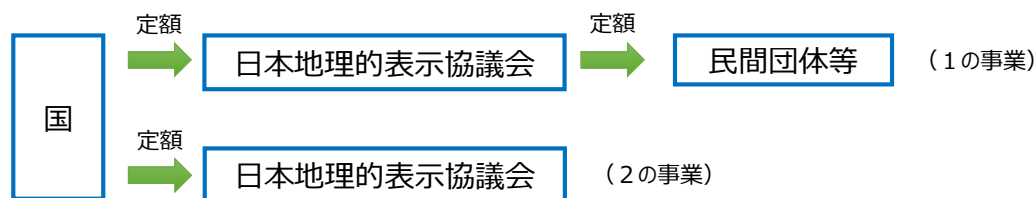
GI登録

GI活用等拡大支援

国内外への発信による認知向上



<事業の流れ>



植物遺伝資源・品種のグローバルな保護・活用 令和8年度予算概算要求額 185百万円 (前年度 135百万円)

<対策のポイント>

多様な遺伝資源を活用した優良品種の開発促進を図るため、国際連合食糧農業機関（FAO）への拠出を通じ、食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）事務局の運営に必要な資金を拠出することにより、締約国としての責任を果たすとともに、植物遺伝資源の取得を円滑化します。

また、グローバルサウス地域での遺伝資源の評価・保全に係る技術支援を通じたネットワークを形成することにより、革新的な新品種の開発に向けた基盤を構築します。

植物新品種保護国際同盟（UPOV）への拠出を通じ、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、UPOVへの加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

<事業目標>

- ITPGRFAの枠組みを通じて、植物新品種の開発に資する有用遺伝資源の取得を促進
- グローバルサウス地域における有用在来遺伝資源の保全・活用等を通じた農業の強靱性と生産性等の向上、革新的新品種開発に向けた基盤構築
- アジア諸国等のUPOV加盟促進、品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を3件以上実施〔令和10年度まで〕

<事業の全体像>

1. 食料及び農業植物遺伝資源条約（ITPGRFA）拠出金（FAO拠出） 54百万円

- ITPGRFAは、持続可能な農業及び食料安全保障の観点から、特に重要な食料及び農業のための植物遺伝資源を締約国が円滑に取得するための多数国間の制度を構築しており、本条約への加入とルールメイキングへの参画は、我が国の品種開発を加速化させるために重要です。
- 我が国は本条約に平成25年7月に加入、同年10月発効したことに伴い、締約国として重要な植物遺伝資源の導入が円滑に進展するよう、本条約の事務局運営に必要な資金をFAOに拠出します。

2. グローバルサウス地域の有用在来遺伝資源の保全・活用支援事業（FAO拠出） 40百万円

- 農業の持続的な発展と食料安全保障の確立には、優良品種の開発促進が重要であり、その素材となる多様な植物遺伝資源の保全・活用が不可欠です。このため、FAOへの拠出を通じ、有用遺伝資源が多く存在するものの保全等が十分でないグローバルサウス地域において、我が国への導入も見据えつつ研究機関や民間企業と連携し、イノベーションの実証・導入を通じた遺伝特性評価や種子の生産・品質向上等の取組を支援することで、同地域との新たなネットワークを形成し、革新的な新品種開発に向けた基盤を構築します。

3. 植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業（UPOV拠出） 90百万円

- アジア諸国等のUPOV加盟促進のため、UPOV制度の役割や便益の周知・啓発、UPOV条約に整合した法整備とその運用体制強化に向けたデジタルツール活用や審査協力の推進等のUPOV事務局による取組を支援します。
- また、UPOV事務局による植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析や持続可能な農業に資する新品種導入等に向けた各国の品種保護制度強化等の取組を支援します。

〔お問い合わせ先〕

（1の事業）

大臣官房環境バイオマス政策課

（03-3502-5303）

（2、3の事業）

輸出・国際局知的財産課

（03-6738-6444）